○国土交通省告示第千四十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年三月十三日次のとおり自動車を認定した。

令和八年八月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2025―ＴＡ0001	トヨタ　ＸＢ４―ＶＸＫ　Ａ75Ｌ	ボンネット	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千四十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年三月十三日次のとおり自動車を認定した。

令和八年八月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2025―ＴＡ0002	トヨタ　７ＡＷ―ＡＸＵ　Ｈ78Ｒ	ステーションワゴン	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千四十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、令和八年七月二十四日付けをもって、次のように整備規程を認可したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十八条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

整備規程認可番号	整備規程の名称	製造者の名称	製造者の住所
第28号	藤倉コンポジット株式会社進水装置用膨脹式救命いかだＦＲＮ―ＮＲ―25ＪＤＬ型用整備規程	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング

○防衛省告示第二百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月二十六日（予備、同月二十七日及び同月二十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦
その他

自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月二十四日から同月三十日までの間、毎日〇七〇〇から二二〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦
その他

自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月二十四日から同月三十日までの間、毎日〇七〇〇から二二〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦
その他

自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月二十日及び同月二十六日（予備、同月十五日、同月二十四日、同月二十七日及び同月二十八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦
その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。